

東浦町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の交通事故の減少及び公共交通機関の利用の促進を目的として、高齢者の運転免許の自主返納を支援するために実施する東浦町高齢者運転免許自主返納支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許をいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許を取り消されることをいう。

(支援対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者で、運転免許を自主返納した者とする。

(支援の内容)

第4条 町長は、対象者のうち申請のあったものに対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 東浦町運行バス「う・ら・ら」の定期券3か月分又は回数券6,000円分の交付
 - (2) 東浦町が発行する3,000円分の共通タクシー券若しくは町長が指定する3,000円分（預り金500円を含む。）の交通系ICカードの交付又は交通系ICカードのチャージ料金として3,000円の交付
- 2 前項の支援は、対象者1人につき1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条第1項の支援を受けようとする者は、東浦町高齢者運転免許自主返納支援事業申請書（別記様式）に、申請による運転免許の取消通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の通知書をいう。以下同じ。）の写しを添付して町長に申請するとともに、住所、氏名、生年月日等の確認ができる本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するものとする。

2 前条第1項第2号の3,000円の交付を希望する者は、交通系ICカードの写し及び当該交通系ICカードに3,000円以上をチャージした領収書の原本を前項の申請書に添付するものとする。

3 第1項の申請を代理により行う場合は、対象者の委任状を提出するとともに、代理により申請する者の本人確認書類を提示するものとする。

(申請期限)

第6条 前条の申請は、自主返納した日から1年以内に行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

東浦町高齢者運転免許自主返納支援事業申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり運転免許を自主返納しましたので、東浦町高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1 運転免許の自主返納をした者

住 所

氏 名

生年月日

2 運転免許の取消日

年 月 日

3 希望する支援の内容

【(1)(2)から希望する項目をそれぞれ1つ選択し、レ点をつけてください。】

(1) 東浦町運行バス「う・ら・ら」

定期券3か月分（利用開始希望日）

年 月 日

回数券6,000円分

(2) その他の公共交通機関

東浦町が発行する3,000円分の共通タクシー券の交付

3,000円分の交通系ICカードの交付（TOICA（JR東海））

3,000円分の交通系ICカードの交付（manaca（名古屋鉄道））

交通系ICカードのチャージ料金として3,000円の交付

振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		預金種類	
	フリガナ			
	口座名義			

※ 「申請による運転免許の取消通知書」の写しの添付及び本人確認書類の提示が必要となります。

※ 3(1)の定期券利用開始希望日は、申請日から10日以内としてください。

※ 3,000円分の交通系ICカードの交付については、預り金500円を含みます。

※ 交通系ICカードのチャージ料金として3,000円の交付を選択した場合は、交通系ICカードの写し及び当該交通系ICカードに3,000円以上をチャージした領収書の原本を添付してください。

※ 代理による申請の場合は、運転免許を自主返納した者の委任状の提出及び代理による申請者の本人確認書類の提示が必要となります。